

## 公正取引委員会及びその他の行政庁との関係



### 1. 公正取引委員会との関係

協同組合は、事業者の団体ではありますが、その組織が原則として小規模の事業者〔一応の基準としては、資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない事業者若しくは常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者〕による組織であり、また、その目的が相互扶助の精神に基づき、共同して事業を行い、公正な経済活動の機会を確保し、その自主的な経済活動を促進するためのものがありますから組合の行為については原則として私的独占禁止法の適用が除外されています。

しかし、上記の基準を超える事業者も組合員になれることはなく、また、加入時はこの基準に適合していたものでも、その後の経営規模の拡大などでこの基準を超える組合員がでてくる場合もあります。このような小規模であることの疑わしい組合員が加入している組合では、協同組合法の目的とする範囲を超えてその事業が行われる恐れもあるわけです。

そこで、このような組合員を含む組合について、公正取引委員会がその存在をよく知り監視のもとにおくため、組合がその旨を公正取引委員会に届け出る義務を課しています。（法第7条第3項）

この届出の様式等については、中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出書の様式に従って作成して下さい。（書式番号【その他】16 公正取引委員会への届出書）

このほか、組合員のうち常時使用する従業員の数が100人を超えるもので、その者が諸般の事情からみて実質的に小規模の事業者でないと認められる場合は、公正取引委員会はその組合員を一定の手續に従い、組合から脱退させることができることとしています。（法第107条）

### 2. その他行政庁との関係

組合が組合事業として許可、認可、免許等を要する事業を行う場合は当然関係行政庁にその申請をし、許可、認可、免許等を得てからでないとその事業は行えません。

たとえば、道路運送法による運送業や倉庫業法による倉庫業などを行う場合は、同法に基づく許可や免許等を受けなければなりません。